

(事業者控え・利用者控え)

重 要 事 項 説 明 書

介護老人保健施設 成和ナーシングプラザ

1 施設概要

(1) 法人の名称等

法人名	医療法人社団 公仁会
法人所在地	神奈川県大和市南林間 9 丁目 8 番 2 号
代表者	理事長 大屋敷 英志枝

(2) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設成和ナーシングプラザ
開設年月日	平成 8 年 1 0 月 1 日
所在地	神奈川県大和市南林間 9 丁目 8 番 9 号
電話番号	0 4 6 - 2 7 2 - 1 5 1 5
F A X	0 4 6 - 2 7 2 - 1 7 7 7
管理者	施設長 清川 忠男
介護保健事業所番号	1 4 5 3 0 8 0 0 1 7

(3) 併設サービス

- ・成和ナーシングプラザ通所リハビリテーション
- ・成和訪問看護ステーション
- ・せいわ居宅介護支援センター

(4) 介護保健施設の目的と運営方針

目的)

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

運営方針)

1. 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上のお世話を行い、居宅における生活への復帰を目指します。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。身体拘束が認められる緊急やむを得ない場合とは次の三つの要件を満たし、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られていますのでご了承ください。利用者やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解をいただけるよう努めます。
 - ① 「切迫性」利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 - ② 「非代替性」身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がない
 - ③ 「一時性」身体拘束その他の行動制限が一時的なものである
3. 居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
4. 明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

上記の目的・運営方針に沿ってサービス提供を行っていきますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

(5) 人員基準

介護保健施設サービス費 (i) (ii) (iii) (iv) 別途料金案内にて説明します

《看介護職員の配置= 3 : 1 の施設》

基本型・在宅強化型により基本サービス費が変動します

施設の職員体制 ※非常勤も含む

職 種	人 員	業 務 内 容
医師（管理者）	1. 0 名（常勤兼務 1）	利用者の病状及び心身の状況に応じて、医学的管理を行う
看護職員	1 0. 6 名(常勤専従 7・常勤兼務 1/ 非常勤専従 6・非常勤兼務 1)	医師の指示に基づき利用者へ医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う
薬剤師	0. 4 名（非常勤兼務 1）	医師の指示に基づき利用者への薬剤管理、指導等を行う
介護職員	2 6. 0 名(常勤専従 12・常勤兼務 1/ 非常勤専従 18)	利用者の施設サービス計画に基づく食事、排泄、入浴、着替え、整容、レクリエーション等の日常生活でのケア等を行う
支援相談員	2. 0 名（常勤専従 2）	利用者及びその家族からの相談支援や市町村との連携を図る
介護支援専門員	1. 0 名（常勤専従 1）	利用者の施設サービス計画作成と管理を行う
理学療法士・ 作業療法士	4. 2 名（常勤兼務 8）	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施、指導を行う
管理栄養士	2. 0 名（常勤専従 3）	利用者への栄養管理や指導等を行う
事務職員	3. 0 名（常勤専従 3）	利用者に関わる介護保険請求事務等、必要な書類管理、受け付け等を行う
その他	3. 9 名（常勤兼務 2・非常勤兼務 2）	施設内での営繕、総務管理等を行う

(6) 入所定員等

定員 1 0 0 名

療養室 個室 8 室、2 人部屋 6 室、4 人部屋 2 0 室

(7) 主な設備

食堂、機能訓練室、浴室（一般浴、機械浴）、診察室、相談室、図書室、
談話スペース、洗面所、トイレ

2 サービス内容

計画書	施設サービス計画・リハビリテーション計画・栄養ケア計画の立案。
食事	食事は原則食堂でおとりいただきます。 朝食8時から、昼食12時から、夕食6時から、おやつ10時、3時
入浴	原則週2回実施 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。 但し、利用者の体調に応じて清拭となる場合があります。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床を促します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。食後の口腔ケア、適切な整容が行われるように援助します。
医療・看護	医師の指示により、日常の体調管理、服薬管理、処置等は看護師が責任を持って行います。但し、当施設では行えない処置や手術、その他病状や精神状態が著しく変化した場合の医療については医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士、作業療法士により医師や看護師と共同してリハビリテーションの実施計画を作成するとともにリハビリテーションの実施、指導を行い心身機能の維持・向上ができるよう努めます。
レクリエーション等	行事や各種クラブ活動、日々の体操等に参加いただけます。
相談及び援助	入退所支援、利用者及びその家族からの相談に応じます。
理美容サービス	原則月2回、理美容サービスの提供があります。実費請求になります。

3 入退所について

(1) 入所に際しては、入所者の心身の状況や病状、その置かれている環境等に照し合せ、その者が当施設において日常生活を営むことができるかどうかについて、医師、薬剤師、看護・介護職員、リハビリ職員、支援相談員、介護支援専門員、管理栄養士等の従事者間で協議、検討します。

(2) 退所に関しては、本人又は家族に適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報提供に努めるほか、退所後の主治の医師に情報の提供を行い、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4 利用料金について

別紙料金案内にて説明致します。

5 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 事務所営業時間

8時30分～17時30分 月曜～土曜、祝日営業 （日曜休業）

- ・ 面会

14時～16時

＊感染状況により制限をさせて頂く場合があります。

- ・ 外泊・外出

外泊は1ヵ月6泊7日までとします。（年末年始及びやむを得ない事情の場合を除く）尚、外泊・外出に必要な福祉用具・送迎等不安があれば気軽に支援相談員に相談下さい。外泊・外出時の事故等につきましては、責任を負いかねます。

＊感染状況により制限をさせて頂く場合があります。

- ・ 設備・備品・所持品

設備・備品の利用は施設内の職員にご相談下さい。持ち込みは、日常生活に必要な最低限の物品のみで、すべての持ち物に名前の記載をお願い致します。

- ・ 電話

2F フロアに公衆電話が設置してあります。事務所でテレホンカードを販売しておりますので、ご利用いただけます。

6 禁止事項

- ・ 飲酒・喫煙、ペットの持ち込み

- ・ 営利的行為、宗教の勧誘、特定の政治活動

- ・ 食べ物の持ち込み

当施設は衛生面、栄養面、安全面を考慮し、医師・看護師・管理栄養士が医学的に管理させていただいております。

- ・ 電子機器の使用については、原則使用禁止

＊携帯電話等の持ち込みについては、事前に支援相談員にご相談下さい。

- ・ 金銭・貴重品の持ち込み

＊原則持ち込みを禁止しております。必要な方は事前に支援相談員にご相談下さい。

- ・ その他、自身にて責任を負えない事象や管理・取扱いが出来ない物事。

★金銭・貴重品・持込み物品等の破損・紛失等のトラブルについては当施設では責任を負いかねます。ご了承頂きますようお願い申し上げます。

7 事故発生時の対応

介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の安全確保と適切な処置を行うと同時に家族への連絡を速やかに行います。また、市区町村に報告し、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

8 要望及び苦情の相談

当施設には支援相談の専門家として支援相談員・苦情担当及び介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

当施設苦情担当者 支援相談員
介護支援専門員
事務長
電 話 046-272-1515
(対応時間 9時～17時)

その他の窓口

大和市窓口 大和市介護保険課 046-260-5170

座間市窓日 座間市介護保険課 046-252-7719

相模原市窓口 相模原市高齢政策課 042-707-7046

その他の市区町村窓口 各市区町村にてご確認ください。

国民健康保険団体連合会（介護保健課介護苦情相談係） 045-329-3447

(苦情専用) 0 5 7 0 - 0 2 2 - 1 1 0

9 非常災害に備えるため、災害時対応事業継続計画(BCP)を作成し、利用者の安全を守り、サービスを安定的に提供できるよう平常時から災害時の課題に向けた対策を行っており、業務継続に万全を期すことを目指します。なお、消防計画を作成し当該消防計画に基づく次の業務を行います。

- (1) 消火・通報及び避難の訓練
- (2) 消防設備、施設などの点検及び整備
- (3) 従業員の火器の使用又は取り扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

10 職員の研修

施設職員の資質向上のため、研修の機会を確保しています。

1.1 衛生管理

- (5) ご利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (6) 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行います。

1 2 秘密保持・個人情報の使用

ご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、施設理念の下、安全に配慮いたします。生命・身体に危機がある場合など正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません（また、従業者が業務上知り得た秘密及び個人情報は、従業者でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません）。

1 3 併設医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいております。

併設医療機関	・名称	医療法人社団公仁会 大和成和病院
	・住所	神奈川県大和市南林間 9丁目8番地2号

協力医療機関	・名称	医療法人社団公仁会 成和クリニック
	・住所	神奈川県大和市西鶴間 5-3488-7

	・名称	医療法人社団 さがみ野中央病院
	・住所	神奈川県海老名市東柏ヶ谷 6-20-20

	・名称	医療法人社団柏綾会 綾瀬厚生病院
	・住所	神奈川県綾瀬市深谷中 1-4-16

協力歯科医療機関	・名称	K. DENTAL CLINIC
	・住所	神奈川県大和市林間 1丁目4番地6号 イーストワンビル2階

1 4 入所中の病院への入院・通院

入所中に医療的なケアが必要になった場合、施設医師・看護師による医学的ケアを行います。その後、積極的な医療行為を当施設医師が必要と判断した際に、上記医療機関に診療を依頼する事が出来ます。ご家族へご相談し受診先を検討致します。

受診・通院は手続きやお支払い等でご家族の付き添いをお願いしております。

ご入院となった場合、一度介護老人保健施設の契約が解除され「退所」となります。なお、退院後ご利用者の状態によっては再入所できない場合もありますので、ご理解の程お願い致します。

ご家族が気になることがあれば、施設医師・看護師にご相談ください。

《説明確認欄》（入所）

年 月 日

以上により重要事項と料金について説明致しました。

事業者名 介護老人保健施設 成和ナーシングプラザ

説明者 _____ 印

同 意 項 目		サイン（○を付けてください）
重要事項説明書と利用料金表の受け取り		
重要事項説明書と利用料金表の了承		
利用料	居住費（個室）	
利用料	特別な室料（個室） 3 1 2 号室も含む	
利用料	居住費（4人部屋）	
利用料	居住費（2人部屋）	
利用料	特別な室料（2人部屋） 3 1 3 号室も含む	
利用料	食費	
利用料	教養娯楽費	
利用料	嗜好食（朝おやつ）	
利用料	嗜好食（昼おやつ）	
文書料	診断書等	

以上の内容の説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者 _____ 印

代筆者 _____ 印

〒242-0006

神奈川県大和市南林間 9丁目8番9号

医療法人社団 公仁会

介護老人保健施設 成和ナーシングプラザ

TEL.046-272-1515